

郵便料の電子納付に 御協力をお願いします

水戸地方裁判所(管内支部を含む)では、**民事訴訟手続**※における利便性の向上と円滑な手続きの進行を図るために、郵便料の電子納付を推進していきたいと考えています。つきましては、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

★電子納付とは、
郵便料等の保管金をインターネットバンキング、Pay-easy
(ペイジー)対応のATM等を用いて納付することです。

◆便利な点◆

- ・原則として、24時間365日いつでもどこからでも納付ができます。
- ・裁判所への保管金提出書の提出は不要です。
- ・原則として、振込手数料は掛かりません*。
- ・事前登録を行うと全国の裁判所で利用することができます。

※ATMで休日・夜間に手続をする場合、金融機関によっては、時間外手数料がかかることがあります。

水戸地方裁判所民事訟廷事件係

〈電子納付のお問い合わせ先〉

水戸地方裁判所事務局会計課出納第二係

電話029-224-8185 (ダイヤルイン)

※民事訴訟事件、労働審判事件、東京高等裁判所を控訴審・上告審とする控訴・上告提起事件及び不動産執行事件で利用できます。それ以外の事件並びに簡易裁判所及び家庭裁判所で取り扱う事件の送達・送付費用については、郵便切手による予納をお願いしています。

電子納付利用の手引き

利用
登録



利用
申出



納付



返還

まずは利用登録しましょう！！

「電子納付利用者登録申請書」に必要事項を記入してご提出ください。
申請書の用紙は、水戸地方裁判所本庁の民事訟廷及び各支部の民事立会
係の各カウンター並びに本庁会計課出納第二係及び各支部・簡裁の庶務
課に備えおいています。

申請書用紙に記入の上、水戸地裁本庁会計課出納第二係又は各支部・簡
裁の庶務課の窓口を持参又は郵便により提出してください。利用者登録
は**無料**です。

受付後、出納第二係又は庶務課より「電子納付利用登録票」をお渡しし
たします。

・・・これで、全国の裁判所での利用が可能になります。

すぐに利用する予定がなくても登録できます。

ご都合のよいときに利用者登録をしておくと便利です。

(ただし、2年間使用がないと登録が抹消されます。ご注意ください。)

電子納付を利用しましょう！！（その１） 利用の申し出

1. 申立窓口で申し出る場合

訴え提起などの際に、事件係窓口の受付担当者へ

- ・「郵便料の納付は電子納付で行いたい」という旨と
- ・利用者登録票に記載されている「登録コード」の番号（7桁）

をお伝えください。

受付が完了したら、「保管金提出書」を受付担当者よりお渡しします。

この保管金提出書は、電子納付に必要な情報を記載したものです。

（ＡＴＭで登録していただく情報をお伝えするものですので、電子納付による納付手続終了後に裁判所に提出していただく必要はありません。）

2. 郵送で申し出る場合

書類の送付書等に

- ・「郵便料の納付は電子納付で行いたい」という旨と
- ・利用者登録票に記載されている「登録コード」の番号（7桁）

を記載して同封してください。

受付が完了したら、「保管金提出書」を事件係もしくは事件担当部から郵送またはファックス送信いたします。

3. 事件係属後に納付する必要がある場合

郵便料の追納など、事件係属後に納付する必要がある場合は、事件を担当している部の担当者が対応いたします。

担当者に「郵便料の納付は電子納付で行いたい」旨をお伝えください。

電子納付を利用しましょう！！（その２） 納付のしかた

インターネットバンキング、Pay-easy対応のATMで納付手続
をお願いします。

お渡しした「保管金提出書」（電子納付用）に記載されている、

- ・「収納機関番号」
- ・「納付番号」
- ・「確認番号」

を入力して、保管金提出書に記載された所定の金額を納付してください。

・・・これで納付は完了！！

後日、「保管金受領証書」が出納第二係又は庶務課から郵送されます。

返還（事件終了時）について

事件が終了した際に残額がある場合には、利用者登録の時にご指定いた
だいた預金口座に速やかに返還します。

この「内容」と、「電子納付利用者登録申請書」の用紙（エクセルファイル）
（ここから）↓



は、ホームページからダウンロード
して印刷もできます。